

議案第40号

上越市漁港管理条例の一部改正について

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市漁港管理条例の一部を改正する条例

上越市漁港管理条例（昭和60年上越市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1項中「占用の許可を受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第1の2の表3の項中「150円」を「180円」に、「220円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。